特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玖珠町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玖珠町長

公表日

平成27年3月31日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

連絡先

1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務					
①事務の名称	国民年金関係事務					
	国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項の理念に基づき、老齢、障がいまたは死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的(国民年金法第1条)とし、そのための必要な給付を行う(同法第2条)制度である。 国民年金の事業は国が管掌している(同法第3条)ので、年金給付をはじめ積み立金の運用等一切については、国が責任をもって運営する責務があるが、国民年金の被保険者及び受給権者は多岐にわたっているので適用(加入・喪失)関係、給付関係等事務の一部は玖珠町に委任されている。					
②事務の概要	玖珠町が行っている事務は、国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付金の諸届出等々を受理し報告する事務並びに年金相談事務などである。					
	・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。					
	(1) 各種申請書受理時の申請者の本人確認及び個人番号の真正性確認に利用する。 (2) 上記に挙げた市町村の事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供 を行うために使用する。					
③システムの名称	国民年金システム					
2. 特定個人情報ファイル	ν ά					
被保険者台帳情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条、番号法第19条第1号及び第2号、番号法別表第1項番31 番号法別表第1項番31の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。					
4. 情報提供ネットワーク	プシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	_					
5. 評価実施機関におけ	る担当部署					
①部署	住民課					
②所属長	課長 衛藤 善生					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示						
請求先	総務課行政係 〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5 TEL0973-72-1111(直通)					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

総務課行政係 〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5

TEL0973-72-1111(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成27年3月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	27年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明